

分 野	主な意見の概要	文部科学省の考え方
1. 全体について	<p>障害のある子供とない子供が平等に教育を受ける権利があることを前提とした指針とするべきである。</p> <hr/> <p>「関係事業者」とあるが、基本方針では「行政機関等及び事業者」となっているため、「事業者」又は基本方針と同じ「行政機関等及び事業者」とするべきである。</p>	<p>御意見を踏まえ、下線部を追記します。</p> <p>別紙2 分野別の留意点 学校教育分野 1 総論</p> <p>権利条約のうち、教育分野について規定した第24条は、<u>教育についての障害者の権利を認めることを明言し、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system、障害者を包容する教育制度)及び生涯学習の確保を締約国に求めている。</u></p> <hr/> <p>対応指針は法第11条第1項の規定に基づき、主務大臣が所管する分野における事業者が適切に対応するために必要な事項を定めるものです。なお、「関係事業者」については、第1の3において「文部科学省が所管する分野における事業者」と定義しています。よって、原案のとおりとさせていただきます。</p>
2. 趣旨について	<p>法律の対象となる障害者は「障害者手帳の所持者に限られない」ことを周知徹底してほしい。</p> <hr/> <p>第1の4に、「本指針で「望ましい」と記載している内容は、関係事業者がそれに従わない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する。」とあるが、「法に反すると判断されないのなら対応は不要だ」という誤解を与えてしまうため、削</p>	<p>御意見も踏まえ、関係団体への周知及び指導・助言に努めてまいります。</p> <hr/> <p>法において義務とされていないものの、取り組むことが望まれる事項について、事業者に示すための記載であるため、原案のとおりとさせていただきます。なお、関係団体に対しても、法への適切な対応について周知及び指導・助言に努めてまいります。</p>

	<p>除すべきである。</p> <p>第2の1(1)アについて、国の基本方針では、権利利益を侵害することを禁止していることに力点が置かれているが、本対応指針案の内容では文部科学省が障害者差別禁止に後ろ向きだという誤解を招く恐れがあるので、基本方針と同じ記載にするべきである。</p> <p>第2の1(1)イについて、「障害者を障害者でない者より優遇する取扱い」について、憲法14条に抵触する可能性があるため、優遇措置でなく差別環境の是正措置とする内容に修正するべきである。</p>	<p>対応指針は法に基づき、基本方針に即して作成しており、御指摘の箇所は、法が定める「障害者の権利利益の侵害」について記載しています。よって原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>第2の1(1)イについては、基本方針に示された考え方を踏襲しています。積極的改善措置は不当な差別的取扱いにはあたらないため、原案のとおりとさせていただきます。</p>
<p>3. 不当な差別的取扱いについて</p>	<p>「正当な理由」について、安易に抽象的に拡大解釈されてしまうと、許される差別的取扱いの幅が大きくなってしまふ懸念があるため、法の趣旨に沿った正当な理由の判断をするようにしてほしい。</p>	<p>御意見を踏まえ、下線部を追記します。</p> <p>第2 不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方</p> <p>1 不当な差別的取扱い</p> <p>(2) 正当な理由の判断の視点</p> <p>関係事業者においては、正当な理由に相当するか否かについて、個別の事案ごとに、障害者、関係事業者、第三者の権利利益(例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生防止等)の観点から、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。<u>個別の事案ごとに具体的場面や状況に応じた検討を行うことなく、抽象的に自己の危惧がある、危険が想定されるなどの一般的、抽象的な理由に基づいて、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯を制限する、障害者でない者に対して付き</u></p>

		<p><u>ない条件を付すなど障害者を理由に扱うことは、法の趣旨を損ねるため、 適当ではない。</u></p>
	<p>「学校への入学の出願の受理、受験、入学、授業等の受講や研究指導、実習等校外教育活動、入寮、式典参加を拒むことや、これらを拒まない代わりとして正当な理由のない条件を付すこと」とあるが、条件を付すことそのものが差別に当たるので、「正当な理由のない」を削除すべきである。</p>	<p>法第8条第1項に「事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。」と規定しており、基本方針もこれに基づき「不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務・事業について本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うこと」としています。このため、正当な理由の有無を問わず「条件を付すことそのものが差別に当たる」とは言えないことから、原案のとおりとさせていただきます。</p>
	<p>不当な差別的取扱いに当たらない具体例に、「障害のある幼児、児童及び生徒のため、通級による指導を実施する場合において、また特別支援学級及び特別支援学校において、特別の教育課程を編成すること」とあるが、特別支援学校への就学は、希望した児童生徒に限ること。</p>	<p>障害のある児童生徒の就学先決定については、学校教育法施行令に基づき、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、専門家の意見等を踏まえた総合的な観点から判断する仕組みとなっています。</p>
	<p>不当な差別的取扱いに当たらない具体例を全て削除すべきである。</p>	<p>基本方針において不当な差別的取扱いに当たらないとされた内容及び別の法令に規定されている現行制度を記載するものであり、原案のとおりとさせていただきます。</p>
4. 合理的配慮について	<p>「過重な負担」について、安易に抽象的に拡大解釈されてしまうと、合理的配慮の提供の義務が形骸化する恐れがある。 合理的配慮が障害者にとっての配</p>	<p>御意見を踏まえ、下線部を追記します。 第2 不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方 2 合理的配慮</p>

<p>慮であり、事業者等の都合に合わせた尺度で配慮されるものではないようにしてほしい。</p>	<p>(2) 過重な負担の基本的な考え方 過重な負担については、関係事業者において、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。<u>個別の事案ごとに具体的場面や状況に応じた検討を行うことなく、抽象的に事故の危惧がある、危険が想定されるなどの一般的・抽象的な理由に基づいて、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって、場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付すなど障害者を不利に扱うことは、法の趣旨を損なうため、適当ではない。</u></p>
<p>合理的配慮の実践例を収集・活用して「代替措置の選択」範囲が可能になるようなガイドラインにする必要がある。</p>	<p>(独) 国立特別支援教育総合研究所において「『合理的配慮』実践事例データベース」や、(独) 日本学生支援機構において「大学等における障害のある学生への支援・配慮事例」をそれぞれホームページ上に公表し、合理的配慮の実践例の収集・公開を行っています。</p>
<p>第2の2(3)に「具体的場面や状況に応じて柔軟に対応することが期待される」とあることから、子供の変化に応じて柔軟に対応してもらいたい。</p>	<p>御意見も踏まえ、関係団体への周知及び指導・助言に努めてまいります。</p>
<p>第2の2(1)ウ「本人の意思の表明が困難な場合には、障害者の家族、介助者等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明を含む。」とあるが、「介助者、コミュニケーションを支援する者等」とした方が分かりやすい。</p>	<p>御意見を踏まえ、下線部を追記します。 第2 不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方 2 合理的配慮 (1) 合理的配慮の基本的な考え方 ウ (略) 本人の意思の表明が困難な場合には、障害者の家族、介助者、</p>

	<p>第2の2(1)エ「したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。」とあるが、「基礎的環境整備」は条約にはない概念なので、国際的に疑義が出てくる恐れが大きいため削除すべきである。</p> <p>第2の2(2)④事務・事業規模、⑤財政・財務状況の2つについては、①事務・事業への影響の程度、②実現可能性の程度、③費用・負担の程度と重複するものであり、他省庁の対応指針でも取り上げられていないため、敢えて重ねて取り上げる必要はない。</p>	<p><u>法定代理人その他意思の表明に関わる支援者等</u>、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。</p> <p>合理的配慮については法第8条第2項に規定されており、基本方針も法に基づき「各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。」としています。「基礎的環境整備」という文言は条約にはありませんが、環境の整備の状況に合わせて合理的配慮の内容の相違は当然に考えられます。よって原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>御指摘の④及び⑤は、基本方針においても①、②及び③とは別に明記されていることを踏まえ、関係事業者に対し、わかりやすい内容にするため、記載しています。</p>
<p>5. 相談体制の整備について</p>	<p>「実際の相談事例について順次蓄積し」とあるが、相談者の個人情報やプライバシーまで蓄積され、関係事業者間で利用されるのではないかと、相談に二の足を踏みかねない。そのため、プライバシーに配慮する旨を追記してほしい。</p> <p>合理的配慮に関して合意が得られない場合に、異議申し立てができる第三者機関の明記をするべきである。</p>	<p>御意見を踏まえ、下線部を追記します。</p> <p>第3 関係事業者における相談体制の整備</p> <p>また、実際の相談事例については、<u>プライバシーに配慮しつつ順次蓄積し</u>、以後の合理的配慮の提供等に活用することが望ましい。</p> <p>案件の内容や地域の実態に応じて、例えば、人権に関わる相談であれば法務局や地方法務局による対応、法第17条第1項に基づき障害者差別解消支援地域協議会が設置されている場合に</p>

		は同協議会による対応などが考えられますが、指針において一律に機関を指定することはしないこととしています。
	当事者からの相談を受け付ける総合窓口を設置するべきである。	文部科学省所管事業分野は多岐にわたるため、それぞれの分野ごとの専門の担当窓口において、相談を受け付けることとしております。
	「相談者の性別に配慮した相談体制とするよう、相談体制のなかに女性を必ず配置する」を追加してほしい。	第2の2(1)イにおいて、「合理的配慮の提供に当たっては、障害の性別、年齢、状態等に配慮するものとする。」としています。相談体制は事業者の規模等に応じて異なるため、御指摘のような内容を一律で記載することは困難ですが、相談等に的確に対応することについて、関係団体への周知及び指導・助言に努めてまいります。
6. 研修・啓発について	「特に学校教育分野においては、教職員の理解の在り方や指導の姿勢が幼児、児童、生徒及び学生に大きく影響する」とあるように、教職員に対する研修は、早期に取り組むべき事項である。障害者基本法の基本的な理念及び法の目的を踏まえた研修を行い、教員への理解を深めるような取組をしてほしい。	御意見も踏まえ、関係団体への周知及び指導・助言に努めてまいります。
	「障害のある女性などの複合的な困難に関して、研修・啓発のプログラムに入れる」ことを追加してほしい。	研修・啓発のプログラムは事業者の事業内容、規模等に応じて異なるため、御指摘のような内容を一律で記載することは困難ですが、御指摘のような内容についても研修等を通じて障害に関する理解の促進を図ることについて、関係団体への周知及び指導・助言に努めてまいります。

	<p>障害者とその家族が充実した社会生活を送るためには、学校環境の整備だけではなく、その子が生活する地域の理解を深めることが非常に重要であるため、どのようにして地域に理解を求めていくか、また、どのように啓発を進めていくかといった、手法やその意義を明記すべきである。</p> <p>-----</p> <p>教員だけではなく、臨床心理士等に対する研修が必要。</p>	<p>対応指針は法第11条第1項の規定に基づき、主務大臣が所管する分野における事業者が適切に対応するために必要な事項を定めるものです。</p> <p>御意見も踏まえ、関係団体への周知及び指導・助言に努めてまいります。</p> <p>-----</p> <p>臨床心理士等が学校などの関係事業者の職員である場合には、第4に示す研修・啓発の対象となります。</p>
<p>7. 別紙1 不当な差別的取扱い、合理的配慮等の具体例について</p>	<p>知的障害に配慮した情報の提供の具体例として、「文章を分ち書きにする」を追記してほしい。</p> <p>-----</p> <p>医療的ケアを受けながら学ぶ子供に対する具体例も記載してほしい。</p> <p>-----</p> <p>点字受験を拒否している大学もあるため、拡大文字等視覚障害者でも平等に受験できるよう、具体例を記載してほしい。</p> <p>-----</p> <p>聞くことに困難がある子供たちの学習への対応は触れられていないので、具体例を加えてほしい。</p>	<p>御意見を踏まえ、下線部を追記します。</p> <p>別紙1 3 合理的配慮に当たり得る配慮の具体例 (2) 意思疎通の配慮の具体例 知的障害に配慮した情報の提供（伝える内容の要点を筆記する、漢字にルビを振る、<u>単語や文節の区切りに空白を挟んで記述する「分ち書き」にする</u>、なじみのない外来語は避ける等）</p> <p>-----</p> <p>別紙1の3(3)に日常的に医療的ケアを要する児童生徒等に対する合理的配慮について記載しています。</p> <p>-----</p> <p>別紙1の3(3)に入学試験における点字や拡大文字の使用について記載しています。</p> <p>-----</p> <p>3(3)に「聞こえにくさのある児童生徒に対し、外国語のヒアリングの際に、音質・音量を調節したり、文字による代替問題を用意したりす</p>

		ること」と記載しています。まだ、第2の2(3)において、これらはあくまでも例示であり、記載されている具体例に限られるものではないことに留意する必要があることも明記しています。
	具体例をもっと追加してほしい。	第2の2(3)において、これらはあくまでも例示であり、記載されている具体例に限られるものではないことに留意する必要があることも明記しています。よって原案のとおりとさせていただきます。
8. 別紙2 分野別の留意点について	「障害の早期発見・早期支援」は障害というレッテルを貼り、幼児期の子供を差別することにつながる可能性があるため、慎重に行われるべきであり、「障害のない幼児児童生徒とともに教育を受けるために」支援が行われる旨を明記するべきである。	「障害の早期発見・早期支援の必要性及びインクルーシブ教育システムの理念に鑑み」とあるように、文部科学省としては、障害のある者が、その能力等を最大限に発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの教育理念の下で、障害のある者と障害のない者とが可能な限り共に教育を受けられるよう配慮する、というインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、支援を必要とする全ての幼児児童生徒を対象とした特別支援教育を推進しています。よって、原案のとおりとさせていただきます。
	別紙2の1にある「自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること」とあるが、「自己の生活する地域においてインクルーシブな初等中等教育の機会が与えられること」に修正するべきである。	御指摘の記述を含む段落全体が「インクルーシブ教育システム」の説明となります。よって、原案のとおりとさせていただきます。
	別紙2の2(1)エにある「障害者	障害者権利条約第24条第1項等を踏まえた記載です。同項は「障害

<p>達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下」は、障害者だけに求める差別であるため、この部分を削除するべきである。</p>	<p>者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること」などと目的をしたインクルーシブ教育システムの確保を締約国に求めるものであり、障害者に何らかの義務を課すものではありません。よって、原案のとおりとさせていただきます。</p>
<p>別紙2の2(1)エにあるとおり、合理的配慮は、「障害のある幼児、児童及び生徒が十分な教育が受けられるために提供できているかという観点から評価すること」の周知徹底を求める。</p>	<p>御意見も踏まえ、関係団体への周知及び指導・助言に努めてまいります。</p>
<p>別紙2の2(3)イについて、合意形成が困難な場合に組織的に本人・保護者を説得するのは強制にあたるため、「本人・保護者との対話による合意形成が困難である場合には・・・中略・・・校長のリーダーシップの下、合意形成に向けた検討を組織的に行うことが必要である・・・」を「本人・保護者との対話による合意形成が困難である場合には、本人・保護者の意思を尊重する。」と修正するべきである。</p>	<p>別紙2の2(3)イにおいて、学級担任等と本人・保護者での合意形成が困難な場合には、校長のリーダーシップの下、学校全体で合意形成に向けた更なる検討を行うことが重要であるという趣旨から、「相談等を受けた学級担任や特別支援教育コーディネーター等と本人・保護者との対話による合意形成が困難である場合には、校内委員会を含む校内体制への接続が確実に行われるようにし、校長のリーダーシップの下、合意形成に向けた検討を組織的に行うことが必要である。このような校内体制を用いてもなお合意形成が難しい場合には、設置者である学校法人等が法的知見を有する専門家等の助言を得るなどしつつ、法の趣旨に即して適切に対応することが必要である。」と記載しています。</p>

	<p>別紙2の2(3)について、既存の「特別支援教育体制」の枠組みではインクルーシブ教育は実施できないため全てを削除するべきである。</p>	<p>平成18年に改正された学校教育法第81条第1項において、特別支援学校以外の全ての学校においても特別支援教育を実施することが明記されており、校長のリーダーシップの下に体制の整備を行うことが重要です。別紙2の2(3)は、そのための具体的な取組みのうち、相談体制の整備について記載しています。</p>
	<p>別紙2の3(4)にあるように、周囲の学生や教職員の理解促進・意識啓発の推進が重要である。</p>	<p>御意見も踏まえ、関係団体への周知及び指導・助言に努めてまいります。</p>
	<p>別紙2の学校教育分野においても、合理的配慮の目的は個別の教育的効果の前に、一般的な原則である「社会的障壁及び人権侵害」を解消することを目的とすることを明記するべきである。</p>	<p>合理的配慮の基本的な考え方は、第2の2(1)に示しており、この考え方は全ての文部科学省所管事業分野に適用されます。よって、原案のとおりとさせていただきます。</p>
	<p>合理的配慮は、他の者との機会の平等を図るものでもあるので、「能力を可能な最大限まで発達させるため」だけが目的ではないことを強調するべきである。</p>	<p>合理的配慮の基本的な考え方は、第2の2(1)に示しており、この考え方は全ての文部科学省所管事業分野に適用されます。よって、原案のとおりとさせていただきます。</p>
	<p>「代替の措置の選択」について、学校教育分野においても明記するべきである。</p>	<p>代替措置の選択については、第2の2(1)に示しており、この考え方は全ての文部科学省所管事業分野に適用されます。よって、分野別の留意点では個別に記載はせず、原案のとおりとさせていただきます。</p>
	<p>別紙2の1においても、「合理的配慮」の意味をしっかりと明記するべきである。</p>	<p>合理的配慮については、第2の2に記載してあります。</p>
<p>9. その他</p>	<p>保護者に付き添いを条件とする事例もあるため、必要以上の負担を求</p>	<p>今後の施策の参考とさせていただくとともに、関係団体への周知及び</p>

	めることのないような人的整備する必要がある。	指導・助言に努めてまいります。
	エレベーター等のハード面での整備も進めてほしい。	今後の施策の参考とさせていただくとともに、関係団体への周知及び指導・助言に努めてまいります。
	指針案では、特に図書館についてはあまり取り上げられていないが、図書館は障害がある者にとっても重要な情報提供機関である。図書館には、障害者への基礎的環境整備や合理的配慮の先行事例があるので、図書館関係団体が出す指針等を参考にしよう努めてほしい。	本指針における関係事業者には、私立図書館も含まれており、別紙1においては「社会教育施設」として具体例も示しています。御意見も踏まえ、関係団体への周知及び指導・助言に努めてまいります。
	国のガイドラインの中で、地方公共団体等の対応要領を早期に策定するよう明記するべきである。	対応指針は法第11条第1項の規定に基づき、主務大臣が所管する分野における事業者が適切に対応するために必要な事項を定めるものです。よって、原案のとおりとさせていただきます。 なお、地方公共団体に対しても、本指針の内容を周知し、法への適切な対応について指導・助言を行ってまいります。
	保護者への適切な援助・支援が必要。	御意見も踏まえ、関係団体への周知及び指導・助言に努めてまいります。
	自治体によって、合理的配慮の提供に差が出ないようにしてほしい。	御意見も踏まえ、関係団体への周知及び指導・助言に努めてまいります。
	医療的ケアが必要な子供のために看護師配置についても記載するべき。	看護師を含めた人的支援については、第2の2(1)エに記載してあります。
10. 御意見	今、どれだけ苦しんでる障害者がいるのか、きちんと現場を体験してほしい。	

障害のある子供を是非国が守ってほしい。

脳性麻痺で障害があり、高校受験の際、受験することを断られ、別の高校に進学した。障害の状況や当事者・親の話を聞かずに決めてしまうことは差別に当たると思う。

どのような人間でも、頑張っているか等、その人の内容を見てほしい。

北欧のインクルーシブ教育がどのようになっているのか、しっかり学んでほしい。

学ぶ場や授業等において障害のある子供とない子供を分けないでほしい。学校側の配慮があればできると思う。

小学校の時までは、部活動に参加できていたが、中学校になったら、「先生の数が足りない」との理由で部活動に参加できなかった。先生が配慮してくれれば、部活動にも参加でき、友達もできたのではないかと思う。

大学入試制度にも合理的配慮が生かされるようになることを期待する。

特別支援教育自体が差別である。

手話で教育を受けられるようにしてほしい。

社会全体として、情報保障に取り組んでほしい。

一読して分かりやすい指針になっていると思う。